

○「農用地利用配分計画の認可申請に係る公告」

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農地中間管理機構から次のとおり農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第3項の規定により公告する。

当該申請に係る農用地利用配分計画は、公告の日から2週間島根県農林水産部農業経営課において縦覧に供する。

令和元年10月15日

島根県知事 丸山達也

1 申請に係る農用地利用配分計画の概要

賃貸借又は使用貸借による権利の設定を受ける者		賃貸借又は使用貸借による権利の設定を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
落合 光啓	出雲市	出雲市多久谷町字浜灘23-1
永瀬 善教	出雲市	出雲市里方町字四反田原255-1
加納 幸夫	出雲市	出雲市多久町字西多久560-1外1筆
農事組合法人 なかむら	出雲市	出雲市国富町字大坪959-4外6筆
有限会社 桜江町桑茶生産組合	江津市	江津市桜江町鹿賀145-1外4筆
有限会社 はんだ	江津市	江津市桜江町田津177-5

2 申請年月日

令和元年10月11日

3 縦覧期間

令和元年10月15日から令和元年10月29日まで